

吸収合併に係る事後備置書類  
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書類)

2023 年 3 月 15 日

三菱重工業株式会社

2023年3月15日

吸収合併に係る事後備置書類  
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項)

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号  
三菱重工業株式会社  
代表取締役 泉澤 清次

三菱重工業株式会社（以下「存続会社」という）と三菱原子燃料株式会社（以下「消滅会社」という）は、2022年12月1日付で締結しました吸収合併契約に基づき、2023年3月15日を効力発生日として、消滅会社の権利義務を包括的に存続会社に承継いたしました。この吸収合併（以下「本件合併」という）に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に規定する事項は下記のとおりです。

記

**第1 本件合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）**

2023年3月15日

**第2 吸収合併消滅株式会社における事項（会社法施行規則第200条第2号）**

**1 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過**

該当事項はありません。

**2 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過**

消滅会社においては、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

消滅会社においては、会社法第787条第1項第1号に定める新株予約権を発行していないので、同条に定める新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。

消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、同条第2項に掲げる事項を2023年1月27日付の官報に公告し、かつ同日付で日刊工業新聞に公告を行いました。異議申述期限内に異議を申述された債権者はありませんでした。

なお、本新聞公告を行ったことから、知れている債権者への各別の催告は省略しております。

### **第3 吸収合併存続株式会社における事項（会社法施行規則第200条第3号）**

#### **1 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過**

本件合併は、会社法第796条第2項本文に定める場合（簡易合併）に該当することから、同法第796条の2に基づく株主の本件合併をやめることを請求する権利は認められません。

#### **2 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過**

本件合併は、会社法第796条第2項本文に定める場合（簡易合併）に該当することから、同法第797条第1項但書の規定により、存続会社の株主には株式の買取請求権が認められておりません。

存続会社は会社法第799条第2項及び第3項の規定により、同条第2項に掲げる事項を2023年1月27日付の官報に公告し、かつ2023年1月27日付で電子公告を行いました。異議申述期限内に異議を申述された債権者はありませんでした。なお、本電子公告を行ったことから、知れている債権者への各別の催告は省略しております。

### **第4 本件合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）**

存続会社は、本件合併の効力発生日である2023年3月15日をもって、消滅会社から資産、負債、その他の権利義務一切を承継しました。

### **第5 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）**

会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面は、別添1のとおりです。

### **第6 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）**

2023年3月15日付で本件合併による変更登記申請を行いました。

**第7 前号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）**

該当事項はありません。

以 上